平成２２年（フ）第２７７号
宮城県栗原市築館字照越寺沢26番地
破産者　大場　　詳
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
宮城県栗原市瀬峰三代110番地５
破産者　高橋　明夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
宮城県東松島市矢本字弘法34番地１、従前の住所宮城県桃生郡矢本町矢本字弘法34番地１
破産者　菊地　豊子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
宮城県大崎市古川下中目字浦小路14－５佐藤敏憲方、前住所宮城県石巻市塩富町１丁目６番33号
破産者　阿部　典子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字五反田338番地、開始決定時の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町444番地３
破産者　阿部千恵子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
群馬県渋川市渋川2632番地１
破産者　根木　蔦雄
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
群馬県高崎市箕郷町生原985番地13
破産者　齊藤　　健
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
千葉県旭市神宮寺2442番地１
破産者　石毛　信次
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２１号
横浜市鶴見区仲通１―54―22、住民票上の住所横浜市鶴見区潮田町４丁目149番地の５
破産者　五十嵐鉄之
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１号
川崎市中原区上小田中１丁目５番28号　原ハイツ１―C
破産者　市川マリアテレサこと　ＩＣＨＩＫＡＷＡ　ＭＡＲＩＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ　ＴＲＩＮＩＤＡＤ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
富山県高岡市伏木一宮２丁目２番35号
破産者　川辺　章夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２３２号
富山県砺波市野村島488番地
破産者　川邉　芳弘
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７７号
富山県富山市稲荷元町１丁目２番８号、開始決定時の住所富山県砺波市豊町１丁目16番24号
破産者　堀田　成子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０６号
長野県中野市中央１丁目６番18号
破産者　見波由美子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５７号
名古屋市緑区鳴海町字山下108番地の１　グリーンシャトー山下201号
破産者　竹田　浩信
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６９号
名古屋市千種区自由ケ丘１丁目15番12号　自由ケ丘ハイツ106
破産者　山下三千夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８３号
愛知県小牧市藤島町中島２番地
破産者　川添　恭伯
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２２号
愛知県北名古屋市中之郷北171番地
破産者　猪井　栄子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５１号
名古屋市熱田区六番２丁目16番32号　南熱田荘821号
破産者　山下　昭二
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部